

上肢障害について

労働基準法施行規則別表第1の2

第三号 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病

1～3 (略)

4 せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群

5 (略)

1 支給決定の推移

(1) 年度別

15	16	17	18	19
581	671	711	924	940

(2) 平成11年度及び平成19年度における6地方労働局(北海道、千葉、愛知、兵庫、広島、福岡)の作業態様別支給決定件数(平成11年度118件、平成19年度222件)

別紙1のとおり。

なお、作業態様の概要及び支給決定理由は、別紙1－2のとおり。

2 「上肢障害に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(平成9年2月3日付け)

(1) 認定基準の概要

① 「上肢等に負担」のかかる作業

- (1) 上肢の反復動作の多い作業
- (2) 上肢を上げた状態で行う作業
- (3) 頸部、肩の動きが少なく、姿勢が拘束される作業
- (4) 上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業

※ 対象業務の例示（「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準の運用上の留意点について」（平成9年3月2日付け））

- (1) 上肢の反復動作の多い作業
 - イ 手指・手・前腕を早く動かす反復動作の多い作業
 - (イ) コンピューター、ワードプロセッサー等のOA機器、VDT機器等の操作を行う作業
 - (ロ) その他これに類する作業
 - ロ 筋力を要する反復動作の多い作業
 - (イ) 運搬、積込み、積卸し作業
 - (ロ) 多量の冷凍魚等の切断・解体等の処理を行う作業
 - (ハ) その他これに類する作業
 - ハ 上肢の拳上保持と反復動作の多い作業
 - (イ) 製造業における機器等の組立て・仕上げ作業
 - (ロ) 手作りによる製パン、製菓作業
 - (ハ) ミシン縫製、アイロンがけ作業
 - (二) 手話通訳作業
 - (ホ) 給食等の調理作業
 - (ヘ) その他これに類する作業
- (2) 上肢を上げた状態で行う作業
 - イ 流れ作業による作業
 - ロ 天井など上方を作業点とする作業
 - ハ その他これに類する作業
- (3) 頸部、肩の動きが少なく、姿勢が拘束される作業
 - イ 検査作業(特に顕微鏡や拡大鏡を使った作業)
 - ロ その他これに類似する作業
- (4) 上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業
 - イ 保育、看護、介護作業
 - ロ その他これに類似する作業

② 対象疾病

上肢等に過度の負担のかかる業務によって、後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕、手及び指に発生した運動器の障害

例示疾患：上腕骨外（内）上顆炎、肘部管症候群、回外（内）筋症候群、手関節炎、腱炎、腱鞘炎、手根管症候群、書痙、書痙様症状、頸肩腕症候群

(2) 認定基準改正の基となった「平成9年頸肩腕症候群等に関する検討結果報告書」の概要

「現行認定基準（昭和50年2月5日付け基発第59号「キーパンチャー等上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」）は、主として「頸肩腕症候群」に関する業務上外を判断する上の基準であり、発生職場の変化、上肢作業者に発症した疾病的多様化、諸外国における疾病概念の変更等に十分対応したものになっていない。」（「平成9年頸肩腕症候群等に関する検討結果報告書」より抜粋）

検討結果

「基礎要因」となる作業に一定期間（原則として6か月以上）従事し、「促進要因」が作業の中に認められる労働者であって、労働要因が他の要因と比べて有力と認められる場合には、業務起因性があると判断されることとなる。

（参考）

1. 発症要因… ア 「基礎要因」（業務に内在する頸肩腕部の負担の基礎的原因）
（「上肢の反復動作の多い作業」など4種（上記(1)①「上肢等に負担」のかかる作業）参照）
イ 「促進要因」（基礎要因に加えて過大な作業量、過度の緊張を伴う作業等上肢障害の発症を促進するような要因が存在したとき、上肢障害の発症する可能性が高くなると考えられ、このような要因を基礎要因に対して「促進要因」と呼ぶ。）
2. 障害の例示… 上腕骨外（内）上顆炎、肘部管症候群等（上記(1)②「対象疾病」参照）
3. 欧州主要国等の労災職業病リストにおいて列挙される規定の比較

別紙2のとおり。

上肢障害に係る平成11年度認定分と平成19年度認定分の作業態様における比較

作業態様及び作業		平成11年度		平成19年度		増減	
作業態様	作業	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
上肢の反復動作の多い作業	コンピューター、ワードプロセッサー等のOA機器、VDT等の作業	9	7.63%	16	7.21%	7	-0.42%
	a 手指、手、前腕を早く動かす反復動作の多い作業	14	11.86%	8	3.60%	▲ 6	-8.26%
	小 計	23	19.49%	24	10.81%	1	-8.68%
	運搬、積込み、積卸し作業	15	12.71%	21	9.46%	6	-3.25%
	b 筋力を要する反復動作の多い作業	7	5.93%	4	1.80%	▲ 3	-4.13%
	多量の冷凍魚等の切断・解体等の処理の作業	8	6.78%	12	5.41%	4	-1.37%
	その他の作業	30	25.42%	37	16.67%	7	-8.76%
	小 計	13	11.02%	53	23.87%	40	12.85%
	手作りによる製パン、製菓作業	5	4.24%	7	3.15%	2	-1.09%
	c 上肢の拳上保持と反復動作の多い作業	3	2.54%	2	0.90%	▲ 1	-1.64%
上肢を上げた状態で行う作業	ミシン製縫、アイロンかけ作業	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
	手話通話作業	14	11.86%	32	14.41%	18	2.55%
	給食等の調理作業	8	6.78%	31	13.96%	23	7.18%
	その他の作業	43	36.44%	125	56.31%	82	19.87%
	小 計	96	81.36%	186	83.78%	90	2.43%
	流れ作業による塗装、溶接作業	1	0.85%	2	0.90%	1	0.05%
	天井など上方を作業点とする作業	1	0.85%	4	1.80%	3	0.95%
頸部、肩の動きが少なく、姿勢が拘束される作業	その他の作業	1	0.85%	2	0.90%	1	0.05%
	小 計	3	2.54%	8	3.60%	5	1.06%
	検査作業	0	0.00%	3	1.35%	3	1.35%
	その他の作業	0	0.00%	1	0.45%	1	0.45%
上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業	小 計	0	0.00%	4	1.80%	4	1.80%
	保育、看護、介護作業	4	3.39%	14	6.31%	10	2.92%
	その他の作業	15	12.71%	8	3.60%	▲ 7	-9.11%
その他の作業態様		19	16.10%	22	9.91%	3	-6.19%
合 計		118	100.00%	222	100.00%	104	0.00%

※ 1. 北海道、千葉、愛知、兵庫、広島、福岡局管内の労働基準監督署で認定した事案を抽出し分析を行った。

2. 作業態様別区分は、平成11年度以降行ったため、平成11年度との比較を行った。

上肢障害に係る労災認定事例について

【作業態様：上肢の反復動作の多い作業＜手指・手・前腕を早く動かす反復動作の多い作業＞】

○ コンピューター、ワードプロセッサー等のOA機器、VDT機器等の操作を行う作業

No.	性別	年齢	職種	従事期間	傷病名	業務概要
1	女	30	事務員	約2年	右第5指腱鞘炎 右上腕骨内上顆炎 右第5指関節炎 左第5指腱鞘炎	パソコンによるデータ入力・書類作成業務等に従事した。 認定要件2のイに該当。
2	女	36	電算オペレーター	約1年	右手腱鞘炎	パソコンによる伝票等の入力作業に従事した。 認定要件2のイに該当。
3	女	32	事務職	約4年6か月	右母指狭窄性腱鞘炎	調剤薬局にてパソコンにより処方箋を入力していく作業に従事した。 認定要件2のイに該当。
4	女	26	事務職	1年5か月	右手関節腱鞘炎	専用端末(PC)に備え付けのキーボード及びマウスを使用して顧客情報の入力作業に従事した。 認定要件1に該当。
5	女	48	事務職	約1年9か月	右肘部管症候群	パソコンにより薬剤名・数量・コード等の文字や数字の入力作業を行っていたが、途中から本社において入力作業に携わることとなり、加えて決算に向けたデータ入力業務が始まったことから、連日時間外労働を余儀なくされていた状況にあった。 認定要件2のイに該当。

(注) 平成9年2月3日付け基発第23号通達(「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」)による認定要件

1 同一事業場における同種の労働者と比較して、おおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前3か月程度にわたる場合

2 業務量が一定せず、例えば次のイ又はロに該当するような状態が発症直前3か月程度継続している場合

イ 業務量が1か月の平均では通常の範囲内であっても、1日の業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの

ロ 業務量が1日の平均では通常の範囲内であっても、1日の労働時間の3分の1程度にわたって業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が

1か月のうち10日程度認められるもの

【作業態様:上肢の反復動作の多い作業<筋力を要する反復動作の多い作業>】

○ 運搬、積込み、積卸し作業

No.	性別	年齢	職種	従事期間	傷病名	業務概要
1	男	56	倉庫内作業員	約5年7か月	右上腕骨外上顆炎	トラックで運ばれてきた商品を受け取り、各店舗ごとのカーゴに仕分けし、検品場へ移動する作業に従事した。 認定要件2のイに該当し、及び繁忙期のため業務内容が過密であった点を考慮し認められたもの。
2	男	59	工場内雑務	約8年3か月	左手根管症候群	重量25kgのプラスチック成形用材料袋を手作業で台車にのせ、所定の場所へ運び、再び手作業でおろす作業に従事した。 認定要件2のイに該当。
3	男	53	生ゴミ処理施設 作業員	約5か月	右上腕骨外上顆炎	生ゴミバケツの回収作業及び生ゴミを粉碎機へ投入する作業等に従事した。 認定要件1に該当。

○ 多量の冷凍魚等の切断・解体等の処理を行う作業

No.	性別	年齢	職種	従事期間	傷病名	業務概要
1	女	24	製品加工員	2年4か月	右手根管症候群	スーパーの水産部門で冷凍魚の解体作業に従事していた。 認定要件1に該当。
2	男	56	水産加工員	8年6か月	右手関節炎 右第3指狭窄腱鞘炎	開き魚を製造するため、冷凍原料を解凍し、魚の内臓処理を行い、塩水漬けにしたものを串に刺し、台車にかけ乾燥させる作業に従事した。これらの作業は、凍ったものをつかみ、はがす作業であり、上肢に負担のかかる作業であった。魚の取扱い量を数量として確認できるものは存在しなかったが、発症前の6か月にわたり長時間の作業に従事していることから、通常業務を著しく超える点を考慮し認められた。

(注) 平成9年2月3日付け基発第23号通達(「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」)による認定要件

1 同一事業場における同種の労働者と比較して、おおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前3か月程度にわたる場合

2 業務量が一定せず、例えば次のイ又はロに該当するような状態が発症直前3か月程度継続している場合

イ 業務量が1か月の平均では通常の範囲内であっても、1日の業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの

ロ 業務量が1日の平均では通常の範囲内であっても、1日の労働時間の3分の1程度にわたって業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの

【作業態様：上肢の反復動作の多い作業＜上肢の拳上保持と反復動作の多い作業＞】

○ 製造業における機器等の組立て・仕上げ作業

No.	性別	年齢	職種	従事期間	傷病名	業務概要
1	男	67	建具工	約21年	右肘部管症候群	各種電動工具により加工済みのドアに鍵を取り付ける空間をドアの取手部分の内側に作るため、ドア板に穴を開け空洞部分を作製する作業に従事した。 認定要件2のイに該当。
2	女	21	作業員	約5か月	左右前腕・肘腱鞘炎	車両製造工程において、両面テープ貼付け機を使用し、左手で1回8秒程度で1.5メートルの長さの両面テープを車両屋根部品に貼り付ける作業に従事した。 認定要件2のイに該当。

○ 手作りによる製パン、製菓作業

No.	性別	年齢	職種	従事期間	傷病名	業務概要
1	男	41	パン製造職	約10年9か月	右上腕骨外側 上顆炎	生地を切りパンを成形(丸める)作業に従事した。 認定要件1に該当。
2	女	21	パン製造職	約10か月	右手根管症候群	パンを製造するため、焼成作業(釜から天板を出し入れするときに手首に負担がかかる)、分割・成形(まるめ)作業(成形作業のときに肘の内側に負担がかかる)、仕込み作業(生地をミキサーから持ち上げる時に手首・腕に負担がかかる)に従事した。 認定要件2のイに該当。

(注) 平成9年2月3日付け基発第23号通達(「上肢作業に基づく疾病的業務上外の認定基準について」)による認定要件

1 同一事業場における同種の労働者と比較して、おおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前3か月程度にわたる場合

2 業務量が一定せず 例えば次のイ又はロに該当するような状態が発症直前3か月程度継続している場合

イ 業務量が1か月の平均では通常の範囲内であっても、1日の業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの

ロ 業務量が1日の平均では通常の範囲内であっても、1日の労働時間の3分の1程度にわたって業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が

1か月のうち10日程度認められるもの

【作業態様：上肢の反復動作の多い作業＜上肢の拳上保持と反復動作の多い作業＞】

○ 給食等の調理作業

No.	性別	年齢	職種	従事期間	傷病名	業務概要
1	男	22	調理スタッフ	約10か月	腱鞘炎	ラーメンの調理作業に従事した。左手で麺や野菜などを鍋から丼に入れる時に内側に捻るような動作が負担がかかる作業であった。 認定要件1に該当。
3	女	55	弁当製造工	約4年	両手根管症候群	赤飯及び炊込みご飯製造業務(10kg～20kgのセイロの上げ下げ、7～8kgの赤飯が入ったネットを持っての味付け、ご飯を右手でほぐす作業)、おにぎり等の型押し業務に従事した。 認定要件2のイに該当。
4	女	54	揚げ物担当	約7か月	左右手根管症候群	揚げ物のほか、ご飯焼き、玉子焼き等の作業に専ら従事した。 認定要件2のイに該当。
5	男	44	調理師	約19年8か月	左母指関節症	中華料理飲食店の調理師として重さ4kgの中華鍋を左手だけで振る作業に専ら従事した。 認定要件2のイに該当。

(注) 平成9年2月3日付け基発第23号通達(「上肢作業に基づく疾病的業務上外の認定基準について」)による認定要件

1 同一事業場における同種の労働者と比較して、おおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前3か月程度にわたる場合

2 業務量が一定せず、例えば次のイ又はロに該当するような状態が発症直前3か月程度継続している場合

イ 業務量が1か月の平均では通常の範囲内であっても、1日の業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの

ロ 業務量が1日の平均では通常の範囲内であっても、1日の労働時間の3分の1程度にわたって業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が

1か月のうち10日程度認められるもの

【作業態様:上肢を上げた状態で行う作業】

○ 流れ作業による塗装、溶接作業

No.	性別	年齢	職種	従事期間	傷病名	業務概要
1	男	31	自動車塗装工	約7年	腱鞘炎	自動車製造工場での流れ作業工程で、自動車塗装工場のワックス工程において左手でワックスガンを持ち、引き金を引いてワックスを塗布する作業及びブラックプースアウト工程において右手でスプレー・ガンを持ち、引き金を引いて塗装する作業に専属して従事した。業務量からは過重な業務とは直ちに認められないが、被災労働者が行っていたガンの把持は通常の把持と異なり、通常の把持方法と被災労働者の把持方法を比較した場合、後者が前者の約2倍の把持力がかかるとの数値が確認され、過大な重量負荷、力の発揮が顕著に認められたもの。

○ 天井など上方を作業点とする作業

No.	性別	年齢	職種	従事期間	傷病名	業務概要
1	男	43	サンダー工	約18年	左手腱鞘炎	壁面、天井等のサンダー掛けを請負う会社において、マンション等の鉄筋コンクリートの壁面や天井面にサンダー掛けに従事した。 認定要件1に該当

【作業態様:頸部、肩の動きが少なく、姿勢が拘束される作業】

○ 検査作業(特に顕微鏡や拡大鏡を使った作業)

No.	性別	年齢	職種	従事期間	傷病名	業務概要
1	女	50	助手	約2年6か月	両手腱鞘炎	大学研究室において、細胞分離培養業務に従事。クリーンベンチ内に手を入れ、肘をつかない状態で培地交換、植継作業等の細胞培養業務に従事した。 認定要件1に該当

(注) 平成9年2月3日付け基発第23号通達(「上肢作業に基づく疾病的業務上外の認定基準について」)による認定要件

1 同一事業場における同種の労働者と比較して、おおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前3か月程度にわたる場合

2 業務量が一定せず、例えば次のイ又はロに該当するような状態が発症直前3か月程度継続している場合

イ 業務量が1か月の平均では通常の範囲内であっても、1日の業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの

ロ 業務量が1日の平均では通常の範囲内であっても、1日の労働時間の3分の1程度にわたって業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が

1か月のうち10日程度認められるもの

【作業態様：上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業】

○ 保育、看護、介護作業

No.	性別	年齢	職種	従事期間	傷病名	業務概要
1	女	29	作業療法士	約6年	上腕骨内上顆炎	リハビリ業務や書類等の作成業務に従事した。リハビリ業務では、患者の関節可動域の拡大等のため、ストレッチ促進訓練などを行うが、患者に関節の曲げ伸ばしを行うなど相当程度腕力を要する作業であり、利き手の右腕を多用し、特に右肘の捻転動作を伴うものが負担となっていた。 認定要件2のイに該当。
2	女	23	歯科衛生士	約2年1か月	右腱鞘炎	主に患者の歯石除去作業やブラッシング指導等の業務に従事した。キュレットスケーラー使用による歯石除去作業には、刃先を歯石に掛けて手首を屈伸する力で引き削るという反復動作が認められ、動作時にかなりの力を要する。 認定要件2のイに該当。
3	女	23	歯科衛生士	約2年	頸肩腕症候群	歯科医師のアシストと歯石除去、ブラッシング指導等の業務に従事した。特に歯石除去の業務が上肢に負担のかかる作業であった。 認定要件1に該当。

(注) 平成9年2月3日付け基発第23号通達(「上肢作業に基づく疾病的業務上外の認定基準について」)による認定要件

1 同一事業場における同種の労働者と比較して、おおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前3か月程度にわたる場合

2 業務量が一定せず、例えば次のイ又はロに該当するような状態が発症直前3か月程度継続している場合

イ 業務量が1か月の平均では通常の範囲内であっても、1日の業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの

ロ 業務量が1日の平均では通常の範囲内であっても、1日の労働時間の3分の1程度にわたって業務量が通常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が

1か月のうち10日程度認められるもの

上肢障害
欧洲主要国等の労災職業病リストにおいて列挙される規定の比較

イギリス	フランス	ドイツ
社会保障（業務災害）（職業病）規制付表1第1部 A4、A8	社会保障法 付属2 第57表	職業病令 付表 2101
長時間の筆記、タイピング等の手指、前腕の反復動作による限局性ジストニア	<p>肩の反復運動又は強制を通常伴う業務による単純な肩の痛み（腱板の障害）</p> <p>肩の反復運動又は強制を通常伴う業務による単純な肩の痛みの後の肩の硬直</p> <p>手の屈伸の反復又は回外運動を通常伴う業務による上頸炎</p>	(力学的因素による) 腱鞘又は腱組織の疾患、腱又は筋肉の付着部の疾患
筋肉労働又は手・手首の頻繁な若しくは反復する動作による手・前腕の外傷性の腱又は腱鞘炎症	<p>手・手首の内転の反復又は曲げ・回内運動の反復若しくは回外運動を通常伴う業務による内・外上頸炎</p> <p>手指の腱の屈筋・伸筋の反復あるいは長期の運動を通常伴う業務による腱炎</p> <p>手指の腱の屈筋・伸筋の反復あるいは長期の運動を通常伴う業務による腱鞘炎</p>	